

社会福祉法人 清風会
特別養護老人ホーム東かなまち桜園

介護職員等特定処遇改善加算に伴う給与改善方法について

1. 対象者の選定

- ① 経験・技能のある介護職員
10年以上の介護経験者（他施設での経験含む）で、介護福祉士の資格を有する職員。
- ② その他の介護職員
上記①以外の介護職員。
- ③ 介護職員以外の職員
介護職員を除く、年収440万円未満の職員。

2. 給与改善額

(1) 常勤職員は特定処遇改善手当として、下表の金額を毎月の給与で支給する。

対象者	給与改善額（月額）
① 経験・技能のある介護職員	24,000円
② その他の介護職員	12,000円
③ 介護職員以外の職員	6,000円

(2) 非常勤職員は、特定処遇改善加算手当として、下表の金額を毎月の給与で支給する。

対象者	給与改善額（月額）
① 経験・技能のある介護職員	140円
② その他の介護職員	70円
③ 介護職員以外の職員	35円

3. 給与改善の期間

令和2年4月～令和2年3月まで

以上